

◆第8回に向けての意見書(第7回専門部会をふまえた追加意見として)

令和8年8月4日
横堀 昌子(青山学院大学)

※限られた時間で記載しましたので、「である」調かつ乱文でありますこと、ご容赦ください。
また、文中の「里親」は適宜「養育家庭」に読み替えていただければと思います。

1. フォスタリング機関から里親支援センターへの移行の検討について

●基本的に、フォスタリング機関が担ってきた業務レベルは里親支援センターに移行した後も、都として最低限担保し、より充実させていく必要があると考える。調査結果を概観すると、現状ではまだ不十分なこと、より充実が期待されることもあることがわかる。それらを考えると、従前よりも人員配置を減らす体制の中でより充実した業務を実現させること、里親の開拓等の数字として出てくる「成果」を顕著に上げていくことは、難しいであろう。里親支援センターとして独立した児童福祉施設になるとフォスタリング機関とは質的に異なる位置づけとなるが、児相の責任のもと児相と協働してフォスタリングの業務を手がけていく枠組みは、これまでと同様である。そこで、「里親委託等推進」に向かう成果の責任が里親支援センターに問われるあり方とはならないようなすめ方とすることを提案する。

●フォスタリング機関としての現行の体制を、里親支援センターに移行しても確保するかは、国基準と照らして検討があると理解している。今後も国との対話をお願いしたい点である。里親支援センター職員の配置人数は都としてどう考えるかにもよるため、体制・機能の「充実」を図るなら、一定の体制の確保・充実が都としても検討を継続していく必要があろう。第7回でも出された、里親支援センター職員が働き続けたいと思える基盤づくり(職員の確保・定着、育成のための取り組みを含めて)が求められる。専門性の担保と支援の安定性・継続性を得るために。

●養子縁組に係る事業が里親支援センターの法定業務に含まれていない点について。養子縁組に係る事業を里親支援センターから切り離し別機関が担う発想もあると思う。それもひとつの考え方である。しかし、都が以後、養子縁組里親と養育里親の二重登録を促す方針であることや、現に養子縁組後の支援をフォスタリング機関が提供してきている経過を考えると、里親支援センターにも例えば養子縁組に係る事業の担当者を最低でも1名(充実させるなら $+\alpha$)配置し、「里親支援センターとしてこの業務を担う」ことが求められるのではないかと。養子縁組に係る事業を別機関に切り離すには実質的には難しさが伴い、非効率的ではないかと思われること、里親支援センターとしての働きが難しくなる部分があるのではないかと考えることから。

●国基準の最低限の職員配置で、里親支援センターが休日・夜間対応を十分手がけられるかは、案じられるところである。

●里親支援センターの開設パターンの検討について。第7回専門部会の資料を参照し、また、現状の体制をもとにイメージすると、A(1児相・1里親センター)+C(児相内にセンター職員が(一部?)勤務)の組み合わせは最も考えやすいスタイルだととらえる。しかし、里親支援センターの独立性も考えると、A+C+D(児相外での里親支援センター運営を追加)があり得る。あるいは、児相との連携を考えると現実的ではないと思われるがA+Dもあるのかもしれない(職員配置の人数にもよる)。ただ、なんらか「D」を想定するなら開設支援が必要になるとと思われる。

●B(複数児相・1 里親支援センター)のスタイルは、バリエーションとして一部有益な場合があるかもしれないと考える。たとえば、児童相談センター(以下、児相センター)がいずれ「児相センターと目黒・渋谷児相」に分かれると想定した場合、里親支援センターを 1 児相ごとに設置する設定がまずあり得る。もし 1 児相・1 里親センター(最低限の 4 名)体制とした場合でも、この 2 児相の里親支援センターが相互に共有可能な業務の部分は連携して行う方が、事業がしやすいとも考えられる。それならば、児相センター、目黒・渋谷児相の 2 児相連携の 1 里親支援センターを設置、2 児相が合同で行える事業は 1 センター(この場合は従前の体制が必要)が合同で行って効率化し、もともと児相センターのフォスタリング機関として1チーム、一体であった強みを活かすこと、人員配置も「1 センター4 名」のものが 2 ヶ所という設定よりも一体化させて充実をめざす体制づくりも、場合によってはあり得るかとする。里親支援センターの人員配置も機能も専門性も、フォスタリング機関からの移行によって極端に低下させないための工夫という点から発想しているものである(1 センターの人員をフォスタリング機関同様で考えるのか、あるいは最低限の 4 名で考えるのかによっても検討は変わってくるが)。

●いずれにしても、機能の充実、さらに専門性を高める方向で、あらゆる観点から、直近の、先々の、里親支援センター移行のあり方と、都として加えられる工夫の検討を重ねていく必要があると考える(おそらくこの専門部会が終了して以後も、引き続き、段階を追って)。

2. 里親支援専門相談員の今後の配置をめぐる

●国の方針やその変更によってその配置やあり方に影響が及んできた里親支援専門相談員であるが、安定的な働きを継続する中で専門性を高めながら、里親委託等推進に寄与できること、チーム養育の構成メンバーとして「働き続けたい」意欲を当該職員が持ち続けられることは重要であるとする。そこで、配置継続のための方策、今後の児相・里親支援センター等との連携のあり方、チーム養育の中での役割分担のあり方を改めて検討していただきたい。

3. マッチングをめぐる課題について

●私が東京都の養育家庭制度にかかわって仕事をさせていただくようになって以来、また例えば最近では、都内複数児相における里親委託等推進委員会資料として育成支援課から提供された「令和 7 年度第 4 四半期 養育家庭等に関する実績報告(各所別)」で報告されていた、「候補児童提案数」に対する「候補家庭提案数」が令和 6 年度末よりも令和 7 年度末の方が減っている報告に出会う中、マッチングのあり方について検討の必要をとくに感じているところである。

●私自身が、都児相・区児相との接点から、あるいは都と区それぞれの児相で開催される里親委託等推進委員会から、「オール東京」(東京都全域)のマッチングを希望して委託候補児童として挙げた子どもがマッチングに至らなかった「残念な」報告や困り感の報告を継続的に聞いてきた経緯からも、とくにお願いしたい検討課題と考えている。

●里親登録数がさらに増える必要を感じる一方、登録数が増えても実質委託できる里親が少なかったり、委託候補児童があがり候補家庭があってもマッチングが成立しなかったり、そもそも委託にリスクがあったりするのでは委託の推進にならないこともあり、マッチングのあり方をめぐるでは確認の必要と改善の余地があるとする。

●委託候補児童掲載の「掲示板」に「残り続ける」子ども、「手があがらない」という表現で示される状況がなぜ起きているのか。「マッチングがむずかしい」子どもの委託先としての里親の育成

は検討されるのか(以後の項目と連動する点である)。不調の予測があるのに無理に委託することは不適切だが、委託児童の生活の場、養育の場を確保していくことこそが里親ソーシャルワークではないかと考える。そこで、マッチングをめぐる現状・課題の整理をふまえ、改善に向けての対応策の検討をすることを提案する。

●まず、マッチングを、誰と誰とがどういうプロセス、手法(会議を含めて)で行っているのか。困難な点は何か。可能な部分は専門部会でも一定の共通理解と確認が必要と考える。

●また、例えば里親申請時に希望として聞いた委託希望児童の年齢や性別などをそのままその後も基礎情報としてデータ活用するだけでは、里親の養育の可能性をひらくことはできないのではないかと考える点もある。どのようにデータをマッチングに活用して(し続けて)いるのか。

●これらについては、例えば登録前の実習で出会った子どもとの接点次第で「かかわれる子どもの年齢イメージ」をせまく固定化してしまった場合など、初期に感じた実感とイメージが申請書の記載に「希望」として記録されている事例があることに里親部会で出会ってきていることから抱く思いである。とくに「小さい子ども」との暮らしを想定し里親になった方々が多い傾向がある中、高年齢児の委託もニーズに沿って一定程度すすめていくには、工夫がいと考える。

●背景として、私がともに生活した両親(元児童養護施設職員)の里親家庭(他県)において、施設への措置が難しかったり、通常の里親家庭へのマッチングが難しかったりする重篤なケースの子どもたちが、児相からの依頼(丁寧な説明と子どものケースの要点・支援方針の共有)をふまえ数多く委託され、受け入れてきた経験があったことを思い返している点も添えておきたい。

……………【以下は、これまでの専門部会における検討事項への追加意見として】……………

4. 専門里親(専門養育家庭)の育成、専門里親への委託方針について

●都における専門里親登録数・委託児童数は少ない。ケアニーズの高い子どもの養育への期待という観点からも、今後に向けて、都として一度整理される必要があると考える。そこで、専門里親の育成、専門里親への委託方針について改めて検討し、確認することを提案する。
(国レベルでも里親の類型の今後をめぐって以後も検討が続くようなので、注視するとして)

私自身、国の専門里親の研修(認定研修・更新研修)にかかわっている。その経験の中では、自ら専門里親になりたいと意欲を示し、自治体経由で認定研修に送られてくる参加者がいたり、自治体(児相)から専門里親になることを促され、認定研修にやって来る参加者がいたりする。

里親をエンパワーし、育成する機会をつくり、支援体制との協働のもと養育に期待するかたちをつくるには、専門里親を活用することについて再検討が必要と考えることから。

5. 里親の養育力の育成の今後について

●支援体制の強化もあわせて検討することだが、特別に「専門性や個別養育力を担保できるよう育成した里親」への費用支弁やそうした里親の活用等、今後、なんらかの「都ならではの」里親の育成・養育への期待」ということを施設職員型里親(仮称)以外にも検討することは一案である。そのような検討の余地があるかどうか。

ただその前に、専門里親の活用を検討することか考える。

6. 里親の研修をめぐる

●養育家庭の更新は、都としては国制度の 5 年ではなく、以前は 2 年で更新としてきた。令和 6 年より、国制度の 5 年更新にそろえて運用をしていることを理解している。よって、登録里親（養育家庭）の更新研修が 2 年に一度ではなく、5 年に一度に変更となった。国基準にそろえることには一定の制度的意味があるが、「手厚く」研修を行ってきた取り組みが一部「不必要となった」かのような印象をもった里親もいたことであろう。不要なら更新からの 5 年間、研修に「行かなくてもよくなった」と。養育者自身の研修意欲の低減の実感を、実際に耳にしたこともある。

●令和 8 年度の今年度が該当年度にあたるが、更新から 3 年目の研修を（必須ではないが）「推奨」することで研修受講の推進、養育力の育成を手がけられると聞く。法定研修以外の研修を里親が受講したくなるような、あるいは受講の必要を感じられるような取り組みについて、フォスタリング機関とともにさらに模索し、工夫していただきたい。専門里親のみならず、ケアニーズの高い、あるいは多様なニーズをもつ子どもを家庭ですでに養育しているケースは多くあること、また、委託を推進していく施策の方針があること等から、研修の重要性は高まっているとも考えられる。そこで、以後も里親の養育力の安定と向上に向けた取り組みを工夫・強化していくことをお願いしたい。

●なお、他自治体では里親会のリーダーにファシリテーション研修を受けてもらい、里親のピア活動に資するリーダー育成をし、効果がみられた事例があることも添えておきたい。

以上